

## 部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、国の責任において部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃するための人権政策の確立を図るために、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、実行委員会運営に係るすべての経費とする。

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、毎年度の予算で定める額の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 3月31日までに運営事業終了報告書を提出すること。
- (3) 運営事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が団体運営状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (5) 団体運営の収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(6) その他市長が必要と認めること。

(事業の遂行)

第7条 実行委員会は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(終了報告)

第8条 実行委員会は、第6条の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会運営事業終了報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 運営状況報告書（別記様式第2号）

(2) 収支決算書（別記様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金確定通知書（別記様式第6号）により、実行委員会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた実行委員会は、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、実行委員会に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第11条 市長は、運営事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを、実行委員会に対して命ずることができる。

2 第8条の規定は、前項の規定による命令に従って行う事業について準用する。

(交付の特例)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、運営事業の施行中に補助金を概算交付することができる。

2 実行委員会は、前項の規定による概算交付を受けようとするときは、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金概算交付請求書（別記様式第8号）に第6条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第13条 実行委員会が次の各号の一に該当する場合には、市長は、補助金の交付決定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 運営事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、実行委員会に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第12条の規定により補助金の概算交付を受けた場合において、補助金交付済額が第9条に規定する補助金の確定額を超えたときは、実行委員会に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第15条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、実行委員会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月14日から施行する。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

部 落 解 放 ・ 人 権 政 策 確 立 要 求  
長岡京市実行委員会補助金交付申請書

部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金の交付を受けたいので、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 実施計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第5条、第8条関係）

実施計画書  
(運営状況報告書)

月 日	内 容

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

収 支 予 算 書  
 (収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号  
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会  
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補 助 額 金 円

3 補 助 条 件

- (1) この補助金は、目的以外に使用しないでください。
- (2) 3月31日までに運営事業終了報告書を提出してください。
- (3) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (5) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (6) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱の規定を遵守してください。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会運営事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた下記の補助金について運営事業を完了したので、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金名 部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 運営状況報告書
- (2) 収支決算書

別記様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

部 落 解 放 ・ 人 権 政 策 確 立 要 求  
長岡京市実行委員会補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金について、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名  
住 所  
代表者名 印

部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会  
補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名  
住 所  
代表者名 印

部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会  
補 助 金 概 算 交 付 請 求 書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、部落解放・人権政策確立要求長岡京市実行委員会補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し